

<今号の内容>

1. 社会福祉法人制度見直し、福祉人材確保に向けた議論が開始される
～ 第 1 回社会保障審議会 福祉部会
2. 居宅サービスの機能と連携のあり方等について議論
～ 第 106 回社会保障審議会 介護給付費分科会
3. リーフレット「安全で安心な職場をつくるために」のご案内（厚生労働省）

1. 社会福祉法人制度見直し、福祉人材確保に向けた議論が開始される ～ 第 1 回社会保障審議会 福祉部会

8 月 27 日（水）、第 1 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

（当日資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000055731.html>）

本部会は、年内を目途に社会福祉法人自らが社会の要請に応えるためのガバナンス、事業の枠組みの提示と、実効性のある福祉人材確保対策を目指し議論をおこない、必要に応じて法案の提出を含めて実行に向けて取り組む。

本部会の委員は以下のとおりで、部会長には田中滋委員、部会長代理には宮本みち子委員が就任した。本会から武居敏副会長が参画している。

社会保障審議会福祉部会 委員名簿（五十音順）

石 橋 真 二	公益社団法人日本介護福祉士会会長
猪 熊 律 子	株式会社読売新聞東京本社社会保障部次長
鎌 倉 克 英	公益社団法人日本社会福祉士会会長
川 井 太加子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授
黒 岩 祐 治	全国知事会社会保障常任委員会委員（神奈川県知事）
小 林 光 俊	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長
関 川 芳 孝	公立大学法人大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
高 橋 英 治	社会福祉法人日本保育協会保育問題検討委員会委員長
高 橋 福太郎	全国福祉高等学校長会理事長
武 居 敏	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会副会長
橋 文 也	公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
田 中 滋	慶応義塾大学名誉教授
対 馬 徳 昭	つしま医療福祉グループ代表
花 井 圭 子	日本労働組合総連合会総合政策局長
福 間 勉	公益社団法人全国老人福祉施設協議会参事
藤 井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
藤 野 興 一	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会会長
堀 田 聰 子	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員

松原 由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主席研究員
松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹
宮本 みち子	放送大学副学長
三好 昇	全国市長会社会文教委員会副委員長（江別市長）
柳川 純一	日本商工会議所社会保障専門委員会委員 （ダイヤル・サービス株式会社シニアマネージャー）

○社会福祉法人制度の見直しについて

厚生労働省から規制改革会議や社会保障制度改革国民会議、社会福祉法人の在り方等に関する検討会のとりまとめ内容が資料に基づき説明された後、議論が行われた。

委員からの主な意見（事務局整理）

- ・ 今日の社会福祉法人をめぐる状況から、社会福祉法人の公共性・公益性・非営利性が何であるかを再確認する必要性を感じている。また、経営者の立場としては、これまで事業に目が行きがちであったが、経営主体である社会福祉法人に視点を向け、その役割を果たす法人経営をしなければならないと考えている。社会福祉法人がサービス利用者に対して適切に支援を行うためには、事業、組織のあり方がどうあるべきかという考え方で社会福祉法人制度を検討していくべきである。（武居委員）
- ・ 社会的養護の施設は、事業をすればするほど赤字になり、人員確保すらままならない状況のところもある。そのような現状を踏まえ、法人制度の見直しを行ってほしい。（藤野委員）
- ・ 市に指導監督権限が委譲されたが、市の監査能力には限界がある。市内に一つしか法人がなく、何をどう指導すればいいのかわからない、課題が何かを判断できないという市があるのが現状。複数の市が共同して行う指導監査の仕組みを検討してはどうか。（三好委員）
- ・ 市の指導監査において、社会福祉法人の新しい取り組みを阻害するような指導がされているところもあるため、市は社会福祉法人を活かす指導をしていくべき。（福岡委員）
- ・ 社会福祉法人における内部留保に対する指摘があるが、人件費水準を低くすることによって積み立てられてきたものと考えられる。これからの社会福祉法人は民間企業と競合しても優秀な人材を確保できる法人経営をしていかなければならない。そのためには、他の公益性の高い事業体と人件費や事業年数による積立金の状況などを比較することが必要ではないか。（小林委員）
- ・ 厚生労働省が行っている2013年度分の財務情報の収集、分析が早期に進むことで議論ができるようになるのではないか。（松山委員）
- ・ 社会福祉法人の内部留保を考える時には、収支差額の累積である「発生源内部留保」ではなく、換金性の高い資産である「実在内部留保」の数字をみるべき。また、施設の建て替え時期など法人の状況がそれぞれ異なるため、平均値ではなく、個別に状況を見たうえで判断していかなければならない。（松原委員）

- ・ 法人の状況による違いはその通りだが、1法人1施設モデルで、施設建て替えに向けてお金を持っている、という説明が世の中から十分な理解が得られない状況になっているのではないかと。1法人1施設モデルそのものが良いのかどうか、国民の視点で理解を得られるかどうか、検討すべき。(藤井委員)
- ・ 社会福祉法人は営利企業に比べて、経営に関する外部からの評価体制が弱い。その評価をしっかりと行うための第一歩が財務諸表の公開であるが、今のまま公開されると混乱が起こるのではないかと。非営利法人としての評価をどのようにするかをしっかりと考えていかなければならない。社会福祉法人の一部に対する負のイメージや内部留保の問題などに惑わされず、冷静な議論によって評価基準を確立することが必要。(松原委員)
- ・ 古くから社会福祉事業に取り組んでいる法人は、経営能力がない、理事会、評議員会などが機能していないところが多いように思える。しくみを改革するだけでなく、法人経営を行う経営者の意識改革や育成をあわせて行わなければならない。(黒岩委員代理・西條参考人)

○福祉人材確保について

厚生労働省から福祉人材確保対策検討会の検討状況が資料に基づき説明された後、議論が行われた。

委員からの主な意見（事務局整理）

- ・ 介護人材の確保は優先事項であると考え。特に介護業務の中核を担う介護福祉士について、イメージアップや専門職としての社会的評価の向上を図ることによって、人材を確保していくことが必要である。(石橋委員)
- ・ 相談援助を行う社会福祉士も重要な役割を担っており、その確保を行うことも同じように重要である。(鎌倉委員)
- ・ 電話相談の仕事を受託しているなかで見えてきた傾向として、介護分野で働く人は、安心感、自尊心、自己実現ができないという悩みを相談するケースが他分野に比べて多い。利用者だけでなく、働いている人にも配慮するような法人経営が必要である。(柳川委員)
- ・ 介護福祉士の社会的な評価を高めていくためには、医療・認知症ケアといったカリキュラムを追加して専門性を向上し、業務独占の仕事にしていくことも一つではないか。その際、医師や看護師との連携を図りやすくするため、言語の共通化にも取り組む必要がある。(対馬委員)
- ・ 福祉の仕事に対する3Kのイメージを感謝、感激、感動にしていくため、8つの福祉関係団体が共同して、3年間ラジオで福祉の魅力を発信してきた。福祉人材の確保に向けては、学校教員に福祉の仕事に対する正しい理解をしてもらい、学生に福祉の仕事を薦めてもらえるよう取り組みが必要ではないか。(橘委員)
- ・ 福祉人材の確保と社会福祉法人の在り方は、密接に関係しており並行して議論をしていくことが必要である。(堀田委員)
- ・ 学生は地元での就職を希望する人が多い。社会福祉法人は、給与や勤務体系をしっかりと構築することで人材確保を進めるべきであるが、養成校出身者の話を聞く

と、その部分が未熟な法人も多い。(三好委員)

- ・ 地域によっては、社会福祉法人が安定した事業を行っていることで若い職員の幸せに直結しているケースもある。また、女性が働きやすい職場であることは、貧困の連鎖を断ち切る役割も担っており、社会福祉法人に求められる役割は非常に大きい。(宮本委員)

○福祉部会における主な検討事項

検討事項が多岐にわたるため、予め委員間の検討事項に対する共通認識を図りたいとして、以下の通り検討事項が示された。説明の中で、厚生労働省は、「他制度における社会福祉法人の位置づけ」において、退職手当共済制度等の財政措置に関する議論を行うことが説明された。

福祉部会における主な検討事項

1. 社会福祉法人制度の見直しについて

- ・ 社会福祉法人制度の意義
- ・ 経営組織の在り方
- ・ 業務運営・財務運営の在り方
- ・ 運営の透明性の確保の在り方
- ・ 法人の連携・協働等の在り方
- ・ 行政の関与の在り方
- ・ 他制度における社会福祉法人の位置づけ 等

2. 福祉人材確保対策について

- ・ 介護人材等の総合的な確保方策
- ・ 介護人材における介護福祉士の位置づけ・介護福祉士の資格取得方法 等

委員からの主な意見（事務局整理）

- ・ 福祉ニーズが拡大するなかで、非課税優遇に値する社会福祉法人を区分するための判断基準を示していくことが、国民から求められているのではないか。その判断基準には、経営組織の問題や財務運営の状況があげられる。(松山委員)
- ・ 全国の社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに応えていくことができれば、日本国民にとって重要な資産になる。法人の規模等によりできない法人があることも事実であるが、真に公益的である社会福祉法人を判断していくことも必要なのではないか。

福祉人材の確保対策は、福祉の職員は専門性を持ったプロフェッションとなる必要があり、看護の例を見れば長期的な課題であるが、今の議論はそこまでの専門

性を求める議論ではないと理解している。まずは2025年、10年先を見据えた議論をするのであれば、利用者に対する不適切なサービスがそのまま続けられ、働く職員にとって魅力のない職場になっている例があるが、それを防ぐ取り組みが必要である。具体的には、サービスの質を評価するための項目見直しと、質を向上できない法人に対する取り組み促進の方策を検討するべきである。(藤井委員)

- ・ 子育てをしっかりと行うことができる環境を作ることが、将来の福祉人材を確保することにつながる。そのためには、保育士の養成課程で思春期の子どもに対する支援方法をしっかりと学んでもらうことも必要である。(藤野委員)
- ・ 介護分野の福祉人材を確保するためには、親や学校の先生など学生が関わるさまざまな人に対して、介護の仕事に対する正しい理解をしてもらう必要がある。それには、国が福祉文化を定着させるような、広い視野での取り組みを行うことも必要ではないか。(福岡委員)

○「福祉人材確保専門委員会」の設置について

医療介護総合確保法に基づき、福祉部会内に「福祉人材確保専門委員会」を設置し、介護人材等の総合的な確保方策、介護福祉士の位置づけ・資格取得方法等について検討を進めていくことが提案され、原案どおり承認された。

宮本委員からは、若い世代の社会保障を強化することと、若者の教育訓練や社会参加の場を提供していくべきではないか。その際、(インターンのような)社会参加の場を社会福祉法人が提供するしくみを作ってはどうか、との意見があった。

第2回部会は、9月4日(木)に開催される。

2. 居宅サービスの機能と連携のあり方等について議論 ～ 第106回社会保障審議会 介護給付費分科会

8月27日(水)、第106回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、居宅サービスの機能と連携の在り方(総論)、通所介護の機能等(各論)のそれぞれの「主な論点」が示され、議論が行われた。

当日資料：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000055590.html>

○居宅サービスの機能と連携の在り方について(総論)

訪問系サービスと通所系サービスについて、①「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る機能、②生活援助としての機能、③家族介護者の負担軽減を図る機能のいずれかを発揮し自立を支援するという共通の機能が求められていることを示したうえで、これらを「一体的・総合的に捉えた機能分類や評価体系」の必要性を、論点として提示した。また、異なる機能や役割を明確化するための客観的な機能評価を合わせて導入すること、各居宅サービスが有する専門職を有効に活用するための多職種連携の充実の必要性についても論点に挙げられた。さらに、居宅サービスにおけるリハ

ビリテーションの在り方について、現状が心身機能へのアプローチに偏りがちで、活動や参加を含む各要素にバランスよく働きかけられていないとのデータを示したうえで、居宅サービス全体の機能や連携の在り方の中で再整理することなどが論点として提示された。

機能分類・評価の一体化等の論点に関して、武久洋三委員（一般社団法人日本慢性期医療協会会長）は、現状は、通所介護や訪問介護の福祉系サービスと、通所リハ・訪問リハ・訪問看護等の医療系サービスが、本来の機能の違いによる選択ではなく、費用面から安価な福祉系サービスが選択されがちになっているのではないかと指摘し、本来、医療ニーズが高ければ医療系サービスを選択すべきであり、その原則を忘れていないか、よく考えるべきと提案した他、以下の意見があった。

鈴木邦彦委員（公益社団法人日本医師会常任理事）：単品のサービスをばらばらに提供するのではなく、総合的に居宅サービスを提供することが必要。

齋藤訓子委員（公益社団法人日本看護協会常任理事）：単品サービスの羅列ではなく、複合的なサービス、多機能一体型のデイサービスのあり方を検討することも必要ではないか。

鷺見よしみ委員（一般社団法人日本介護支援専門員協会会長）：利用者の意思をフィードバックするしくみの必要性。

内田千恵子委員（公益社団法人日本介護福祉士会副会長）：日常生活に焦点を向けたサービスになっているかという視点が必要。

また、リハビリテーションの在り方については、活動・参加の要素についても客観的な指標が必要であり、評価軸を定めて進めることの必要性が複数の委員から指摘された。

○通所介護の機能等について（各論）

今後、認知症高齢者や重度の要介護者が増えていくことが見込まれる中で充実させるべき3つの機能（①認知症対応機能、②重度者対応機能、③心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能）に対する介護報酬上の評価、地域連携拠点としての機能を進めるための方策、不足している看護職員の専門性を効果的に生かすための人員配置の見直しの必要性等が論点として示された。

評価すべき機能について、山際淳委員（民間介護事業推進委員会代表委員）と村上勝彦委員（公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長）が、レスパイト機能も重視すべきとの意見を述べた。

内田委員は、例えば認知症対応について単に認知症の利用者を受け入れているかではなく、どのような有効性が発揮されているかを評価すべきであると指摘した。

齊藤秀樹委員（公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事）は、資料からは小規模サービスと大規模サービスでは機能に差がないように見えるが、よく精査する必要があるのではないかと意見を述べた。

○事業者団体ヒアリングの実施を決定

9月10日（水）及び29日（月）の分科会において、介護保険事業に関する事業者団体等14団体のヒアリングを行うことを決定した。

次回は9月3日に開催され、介護人材確保、地域区分等のテーマについて議論が行われる予定。

3. リーフレット「安全で安心な職場をつくるために」のご案内（厚生労働省）

厚生労働省は、労働災害防止に向けた取り組みの強化を呼び掛けるため、福祉サービス事業所を含む第三次産業の事業場向けのリーフレットを作成し、安全推進者の配置等の取り組みを呼び掛けている。

リーフレットは厚生労働省ホームページに掲載されているので、各法人において労働安全の取り組みにご活用ください。

掲載ページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195.html>

会員法人の皆様
本会ホームページをご活用ください！
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。
（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。
「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。
（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）